

第4章 調整關係

第4章 調整関係

第1節 労働争議の調整

1 調整の概要

(1) 概況

令和7年に扱った調整事件は1件であり、事件数は、前年比1件の増加であった。労働者側からの申請であり、調整区分別は、あっせんであった。

(2) 調整事項

調整事項は「その他賃金」及び「解雇・休業手当」であった。

(3) 規模別・産業別係属状況

企業規模は29人以下で、業種は建設業であった。

(4) 処理状況

申請月は7月で、終結状況は不開始であった。

(5) 調整事件にみられる特徴

本事件は労働者側からの駆込み事件であった。

使用者側が応諾しなかったため、不開始で終結となった。

<表1> 調整区分・開始区分別取扱件数

調整区分 開始区分(開始事由)	申 請			職 権	計
	組 合	使用者	双 方		
あっせん	1				1
調 停					
仲 裁					
計	1				1

<表2> 上部団体等加入別件数

上部団体等の名称	連合群馬	県労会議	その他	無加盟	計
加盟数			1		1

<表3> 調整事項・企業規模別件数

調整事項		企業規模		29人 以下	30人～ 49人	50人～ 99人	100人～ 199人	200人～ 499人	500人 以上	不明	計
組合承認・組合活動	a										
協約締結・全面改定	b										
協約効力・解 釈	c										
賃金及び 手当	賃 金 増 額	d									
	一 時 金	e									
	諸 手 当	f									
	その他賃金に関するもの	g	1								1
	退職一時金・年金	h									
	解雇・休業手当	i	1								1
	(小計)		2								2
給料以外の 労働条件	労働時間	j									
	休日・休暇	k									
	作業方法の変更	l									
	定 年 制	m									
	その他の労働条件	n									
	(小計)										
経営又は 人事	事業休廃止	o									
	企業合併・営業譲渡	p									
	人員整理	q									
	配置転換	r									
	解 雇	s									
	その他の経営人事	t									
	(小計)										
福 利 厚 生	u										
団 交 促 進	v										
事 前 協 議 制	w										
そ の 他	x										
調整事項数合計		2									2
1事件あたり調整事項数:2件											

(注) 1事件で数項目の調整事項があるため取扱件数と一致しない。

<表4> 産業・企業規模別件数

企業規模		29人 以下	30人～ 49人	50人～ 99人	100人～ 199人	200人～ 499人	500人 以上	不明	計
産 業									
農 業									
建 設 業		1							1
製 造 業	食 料 品 製 造								
	織 維 工 業								
	家 具 ・ 装 備 品 製 造								
	衣 服 其 他 の 織 維 製 品 製 造								
	印 刷 ・ 同 関 連 産 業								
	化 学 工 業								
	プ ラ ス チ ッ ク 製 造 販 売								
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造								
	鉄 鋼 業								
	金 属 製 品 製 造								
	一 般 機 械 器 具 製 造								
	電 気 機 械 器 具 製 造								
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造								
	(小 計)								
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業									
情 報 通 信 業									
運 輸 業	道 路 旅 客 運 送 業								
	道 路 貨 物 運 送 業								
	運 輸 に 付 帯 す る サ ー ビ ス 業								
	(小 計)								
卸 売 ・ 小 売 業									
金 融 ・ 保 険 業									
不 動 産 業									
飲 食 店 、 宿 泊 業									
医 療 ・ 福 祉									
教 育 、 学 習 支 援 業									
複 合 サ ー ビ ス 事 業									
サ ー ビ ス 業	専 門 サ ー ビ ス 業								
	洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業								
	娯 楽 業								
	廃 棄 物 処 理 業								
	自 動 車 整 備 業								
	そ の 他 の サ ー ビ ス 業								
	(小 計)								
公 務									
そ の 他									
	計	1							1

<表5> あっせん員構成区分別件数

構成区分	三者	公益	未指名	計
件数			1	1

<表6> 新規事件の調整区分・申請月別件数

調整区分	申請月												計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
あっせん							1							1
調停														
仲裁														
計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

<表7> 調整区分・終結状況別件数

調整区分	終結区分 終結内容	解決		打切（不調）			不開始 (規65Ⅱ) (規70Ⅱ)	取下	翌年に繰越	計
		案受諾	自主解決	不応諾	案拒否	見込なし 解決の				
あっせん							1			1
調停										
仲裁										
計		0	0	0	0	0	1	0	0	1

※ 不開始とは、労働委員会規則第65条第2項、第70条第2項により争議の実情があっせんに適しない場合、または自主交渉が不十分である場合にあっせん又は調停を開始しないことである。

<表8> 調整所要日数別件数

所要日数	10日以内	20日以内	30日以内	50日以内	100日以内	101日以上	計	平均日数	翌年へ繰越
件数								- 日	

※ あっせんが不開始となったものが1件ある。

<表9> あっせん開催回数等

あっせんを開催した事件数	あっせん開催回数	あっせん員延べ出席人数
-	-	-

2 「調整事件」取扱一覧表（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

事件番号 (通し 番号)	調 整 区 分	申 請 者	使用者 業 種	調 整 事 項	組 合 員 数	申 請 日 開始日 終 結 日	調 整 回 数	駆 込 み 事 件 該 当	終 結 区 分
					従 業 員 数		調 整 日 数		
令 7-1 (939)	あっせん	労	建設業	・解雇予告手当の 支払い ・未払い賃金の支 払い ・賃金戻入請求の 停止	32 人	7.7.8 — 7.8.4	—	○	不開始
					7 人		—		

(注1) 調整日数は、開始日（あっせん員指名日）から終結日までの日数である。

(注2) 駆込み事件に該当するものは、欄内に「○」を記入する。

第2節 労働争議の実情調査

1 実情調査の概要

令和7年における実情調査は、前年未解決であった1件を含めた5件であり、うち3件は争議行為に及ぶことなく解決となった。その他の2件については争議行為が行われ、打切りとなった。

なお、いずれも労働関係調整法第37条第1項の規定により公益事業に関する争議行為予告通知があったもので、日本標準産業分類の事業区分は運輸業が3件、医療業が2件であった。

また、争議事項としては、賃上げが3件、一時金等が2件、労働協約の改定が1件、その他の労働条件が3件であった。

2 「実情調査」取扱一覧表

事件 番号	事 件 名	業 種	争議事項	通 知 者	調査開始日 調査終結日 調査回数	終結 区分	争議 行為
6-4	上信ハイヤー労働組合争議	運輸業	年末一時金 労働協約の改定	労	6.12.16 7. 1. 9 1回	解決	無
7-1	群馬県医療労働組合連合会 争議（傘下7組合）	医療業	賃上げ その他労働条件	労	7. 2.28 7. 8.28 11回	解決	無
7-2	群馬合同労働組合争議	運輸業	賃上げ その他労働条件	労	7. 3.18 7. 4.10 2回	打切り	有
7-3	群馬合同労働組合争議	運輸業	賃上げ	労	7. 3.18 7. 4.10 2回	打切り	有
7-4	群馬県医療労働組合連合会 争議（傘下7組合）	医療業	年末一時金 その他労働条件	労	7.10.22 7.12.11 2回	解決	無